

「ふるさと心の風景 第8集」

初日用日付印の使用【郵便事業株式会社】

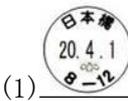
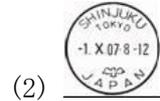
1 窓口での依頼

使用日時	使用支店	使用する初日用日付印の種類
22. 12. 1 (9:00-12:00)	日本橋	(1)  (2) 
	札幌、旭川、函館、釧路、仙台、青森、盛岡、秋田、山形、福島、水戸、宇都宮、前橋、さいたま、千葉、横浜、甲府、神田、芝、上野、渋谷、新宿、長野、新潟、富山、福井、金沢、名古屋、静岡、津、岐阜、大津、大阪、大阪東、奈良、和歌山、京都、神戸、岡山、鳥取、松江、広島東、福山、山口、広島、徳島、高松、高知、松山、福岡、北九州、佐賀、大分、宮崎、長崎、熊本、鹿児島、那覇及び野辺地	(1)  (2) 

風景印

使用日時	使用支店	初日用日付印の種類
22. 12. 1 (右記支店の郵便窓口開設時間)	野辺地	左記支店の風景印

2 郵便による依頼

受付期限	受付支店	使用する初日用日付印の種類	初日印として使用する日付印
22. 11. 22 (当日消印有効)	野辺地	(1)  (2) 	受付支店の風景印

(注1) 機械ハト印及び欧文ハト印の初日印の引受消印は、外国あてに限るものとします。

(注2) 郵便による依頼に係る初日押印の場合、引受消印をする郵便物又は記念押印する物件の大きさは、定形郵便物の最大寸法を超えないものに限るものとします。

(注3) 郵便による依頼で、既に発行済みの郵便切手、郵便はがき等を送付し、その郵便切手、郵便はがき等に対しての本件の初日用通信日付印の押印は、受付いたしません。

(注4) 使用する日付印の種類を押印見本については、それぞれの使用支店名及び平成22年12月1日に読み替えます。